

資 料

(所得税の税率構造の見直しについて)

平成 24 年 11 月 9 日(金)

財 務 省

目 次

- ・ 社会保障・税一体改革大綱(抄)(平成24年2月17日閣議決定) 1
- ・ 税関係協議結果、税制抜本改革法 3
- ・ 各党提案者等のご発言 4
- ・ 所得税の最高税率の見直し 5

社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）

第 2 部 税制抜本改革

第 3 章 各分野の基本的な方向性

2. 個人所得課税

（1）基本的考え方

我が国の所得税については、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、昭和 60 年代以降、税率構造の大幅な累進緩和を実施してきた。

他方で、近年の給与所得者の所得構造の実態を見ると、平成 9 年以降、構造変化が認められる。すなわち、平均的な所得水準が下落するとともに、その分布についても全体として下方へシフトしている。こうした中で、特に高い所得階層の割合は近年むしろ高まっており、格差が拡大する傾向がみられる。

このように所得構造が変化する一方で、税率構造の累進性が低下したままであることにより、所得税による所得再分配機能は近年、低下している。

今後、消費税率の引上げにより、税制全体としての累進性がさらに低下することも踏まえれば、所得税については、高い所得階層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要がある。

（略）

（2）税率構造

個人所得課税に消費税を加えた個人の税負担に関し、手当等による受益も含めたネットの負担状況について、所得構造が現在とほぼ同じであった平成元年と比較すると、いずれの所得階層においても負担は低下している。

特に、中低所得の子育て世帯については、「控除から手当へ」に則した改革を行ってきたことにより、負担の軽減が実現されている。

また、所得階層ごとの変化をみると、最高税率の引下げを含む累進緩和を進めてきた結果、高い所得階層ほど、負担が大きく低下している傾向がみられる。

一方で、今回の消費税率の引上げや、復興特別所得税による負担増等をも併せ考えれば、幅広い所得層に対して負担増を求めることは慎重に考えるべきである。

したがって、今回、特に高い所得階層に絞って、格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担増を求めることとする。

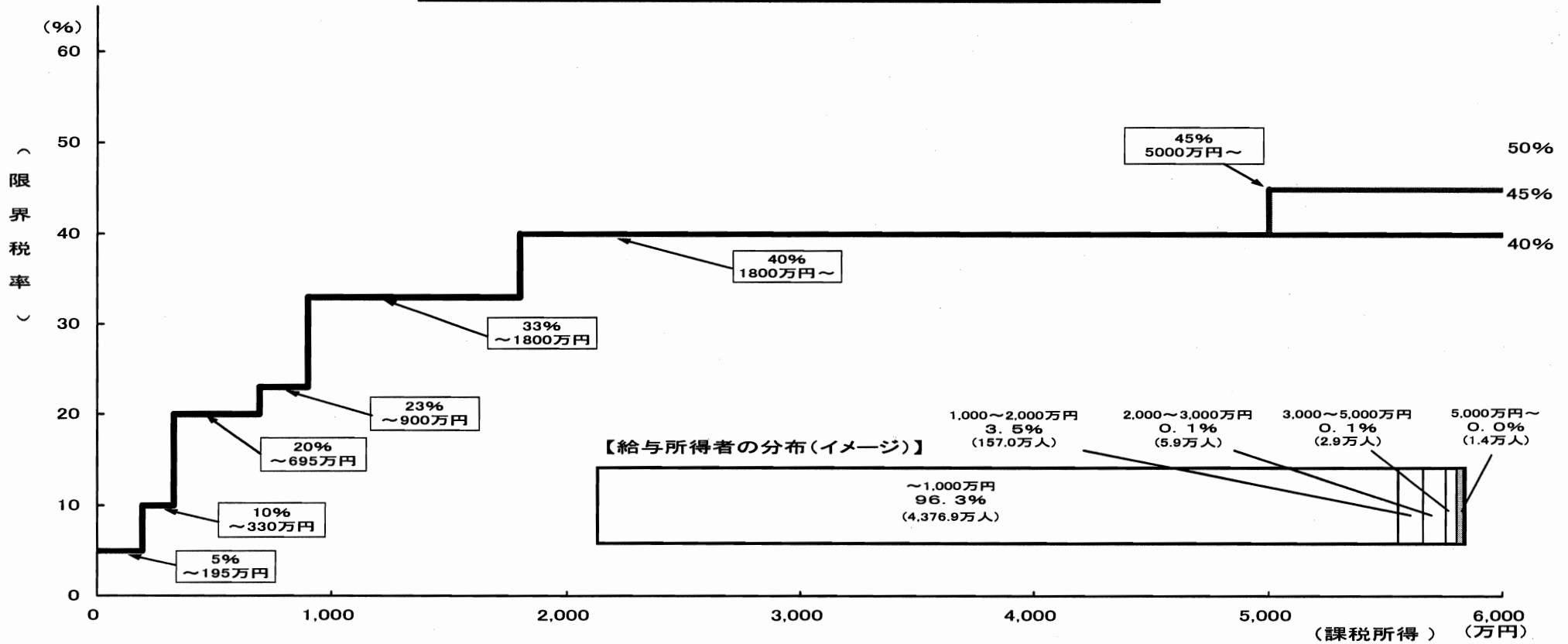
第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

2. 個人所得課税

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける。

(注) 上記の改正は、平成27年分の所得税から適用する。

所得税の最高税率の見直し



税関係協議結果（平成24年6月15日）

所得税に係る規定（第4条）は削除するが、最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を附則に設ける。

具体化にあたっては、今回の政府案（課税所得5,000万円超について45%）及び協議の過程における公明党の提案（課税所得3,000万円超について45%、課税所得5,000万円超について50%）を踏まえつつ検討を進める。

税制抜本改革法（衆・一体改革特委での修正後）

附 則

（所得税に係る措置）

第二十条 所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

各党提案者等のご発言

○ 平成 24 年 7 月 27 日（金）参・一体特委 野田総理大臣 答弁

三党の合意によって、所得税については累進性の強化の具体化にあたって、私どもの政府案も元々ありましたけれども、先ほどの公明党案というのもございます。そうしたものを踏まえて検討させていただきます。

○ 平成 24 年 7 月 23 日（月）参・一体特委 野田毅議員（自由民主党） 答弁

税率の刻みについては、むしろあの所得税法改正案附則ですね、二十一年度に成立した、あの中でも方向性は出しております。（注）御承知のとおりです。むしろ累進度を高めるという方向を既に出しております。問題は、その刻みの仕方もあるでしょう。

（注）所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則 104 条（抄）

「個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに…」

○ 平成 24 年 7 月 27 日（金）参・一体特委 竹内譲議員（公明党） 答弁

私どもは、今お話がありましたように、課税所得 3,000 万円超で 45%、5,000 万円超で 50%の税率と主張しております。これからの税制改正に当たっても同様の主張をするつもりであります。

所得税の最高税率の見直し

